

第16号議案

春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

消防団員の報酬及び費用弁償について、国が示す基準額との均衡を勘案するとともに、消防団員の処遇の改善を図るため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

春日市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(昭和40年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条の表中

「

年額 43,800円
年額 34,900円
年額 30,900円
年額 29,900円

」

を

「

年額 45,500円
年額 41,000円
年額 37,000円
年額 36,500円

」

に改める。

第13条第1項の表を次のように改める。

職務の種類	金額(1回分)
火災の警戒、鎮圧又は風水害等の防災のために出動したとき。	出動時間が4時間未満の場合 4,000円
	出動時間が4時間以上の場合 8,000円
消防に関する教育又は訓練を受けるとき。	3,000円
消防機材の整理点検をするとき。	3,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。